

第4期四国中央市子ども読書活動推進計画（案）



令和8年月

四国中央市

はじめに

読書は、子どもたちが多様な言葉に触れることで、豊かな感性や表現力を育むだけでなく、他者の考え方や価値観を理解し、人生観や社会観を広げていくための基盤となるものです。

幼少期に読み聞かせで感じた心のぬくもりや、多感な時期に一冊の本から受けた衝撃は、生涯を通じて自らの人生を深く生き抜くための大きな力となります。

しかし、子どもたちを取り巻く読書環境は今、大きな転換期を迎えています。情報メディアの急速な普及やGIGAスクール構想による教育のデジタル化が進むなか、子どもたちの「読書離れ」や「活字離れ」は一層の深刻さを増しています。

本市が実施した最新の調査（令和7年10月）においても、小中学生の読書に対する好意的な回答が前回比で約10%低下し、1日の読書時間が30分に満たない状況が多く、施設で確認されました。特に、本よりも「ゲームやテレビ」を優先する傾向が顕著であり、情報端末が読書習慣に与える影響は無視できない課題となっています。

私たちは今、こうした環境変化を単に危惧するのではなく、情報化社会の進展を正面から捉え直す必要があります。デジタルとアナログそれぞれの有用性を認め、双方が共存する新しい時代の読書活動のあり方を模索していかなければなりません。

本市ではこれまでも、読書活動の充実に積極的に取り組んでまいりました。その成果として、令和2年度に南小学校が「読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受賞したことに続き、令和5年度には寒川小学校および川之江図書館が「子ども読書活動優秀実践校・図書館」として同賞を受賞するなど、本市における読書活動への継続的な取り組みの成果が表れております。

また、北小学校等で展開されている「NIE（教育に新聞を）」の取り組みのように、情報化社会で求められる読解力や思考力を養う実践も各校で行なわれています。

本計画の策定にあたって実施した調査により、読書環境を取り巻く課題は依然として厳しいことが改めて浮き彫りとなりました。これらの課題を乗り越え、一人でも多くの読書好きな子どもたちを育むためには、家庭、地域、学校、図書館が緊密に連携し、子どもが関わるあらゆる場面で支えていくことが不可欠です。

本市は本計画に基づき、これまでの伝統的な読書活動を大切にしながら、新しい時代に即した読書環境の構築に努めてまいります。市民の皆様には、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた策定委員の皆様、施設関係者、保護者、そして市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年 月
四国中央市長 大西 賢 治

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の概要、計画期間.....	1
第2章 子どもの読書を取りまく環境	3
(1) 家庭.....	3
(2) 地域.....	3
(3) 就学前施設・学校.....	4
(4) 図書館.....	5
第3章 子どもの読書活動に係る関連事項の考察.....	7
1. 子どもが読書に親しむ機会の提供	7
(1) 家庭.....	7
(2) 地域.....	7
(3) 就学前施設・学校.....	8
(4) 図書館.....	9
2. 子ども読書環境の整備・充実	12
(1) 家庭.....	12
(2) 地域.....	12
(3) 就学前施設・学校.....	13
(4) 図書館.....	14
3. 子ども読書活動推進体制の整備	16
(1) 家庭.....	16
(2) 地域.....	16
(3) 就学前施設・学校.....	16
(4) 図書館.....	17
4. 子ども読書に関する普及啓発活動の推進	18
(1) 家庭.....	18
(2) 地域.....	18
(3) 就学前施設・学校.....	18
(4) 図書館.....	19
5. 達成指標に対する評価	19
(1) 読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくりに関する達成指標及び評価	19
(2) 読書時間確保に関する達成指標及び評価.....	20
(3) 配本・団体貸出の充実に関する達成指標及び評価.....	20
(4) 図書館職員の専門性向上に関する達成指標及び評価	20

第4章 基本目標とその達成のための具体的方策	21
1. 子どもが読書に親しむ機会の提供	21
(1) 家庭	21
(2) 地域	22
(3) 就学前施設・学校	23
(4) 図書館	23
2. 子ども読書環境の整備・充実	24
(1) 家庭	24
(2) 地域	24
(3) 就学前施設・学校	24
(4) 図書館	25
3. 子ども読書活動推進体制の整備	26
(1) 家庭	26
(2) 地域	26
(3) 就学前施設・学校	27
(4) 図書館	27
4. 子ども読書に関する普及啓発活動の推進	27
(1) 家庭	27
(2) 地域	28
(3) 就学前施設・学校	28
(4) 図書館	28
5. 第4期子ども読書活動推進計画における達成指標	29
(1) 読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくりに関する達成指標	29
(2) 読書時間確保に関する達成指標	29
(3) 学校図書館に関する達成指標	29
(4) 配本・団体貸出の充実に関する達成指標及び評価	29
(5) 図書館職員の専門性向上に関する達成指標	29
子どもの読書活動の推進に関する法律	30
四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	32
四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	33

別紙資料…子ども読書活動推進計画アンケート集計結果
各施設実態調査結果

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生を深く生き抜く力を育む上で不可欠な要素です。読書は、日常体験を超えた発見、知識、多様な価値観に触れる機会を提供し、豊かな心を育む基盤となります。

しかし、近年、インターネットやゲーム、SNSなどの情報メディアの普及により、子どもの興味関心は多様化し、情報取得手段が読書に限定されなくなりました。その結果、「読書離れ」や「活字離れ」が深刻化しています。特に、令和7年10月のアンケートでは、小中学校で本を読むことが「好き」と答えた割合が前回比で概ね10%程度低下しており、読書離れの進行が窺えます。また、就学前施設・学校の多く（約6～8割）で1日当たりの読書時間が30分未満であり、読書時間の確保が課題です。本を読まない理由として「ゲームやテレビの方が好き」が3割以上を占めるなど、情報端末の影響が顕著です。

このような状況に加え、GIGAスクール構想の進展など教育のデジタル化が加速する社会情勢を踏まえ、今後は「デジタル」と「アナログ」の双方の有用性を認め、共存を前提とした新しい読書活動を模索・推進していく必要があります。

本市では、これまでも読書活動推進のための計画に基づき施策を講じてきましたが、前計画の検証により、依然として子どもの読書活動を取り巻く環境は厳しい状況にあることが改めて明らかになりました。

このため、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画、令和5年3月策定）や県の推進計画を基本とし、家庭、地域、就学前施設・学校、図書館が一体となって子どもの自主的な読書活動をさらに充実させるために、本計画を策定します。

2. 計画の概要、計画期間

この計画では、第3章で令和7年10月に実施したアンケート結果等を踏まえ、第3期計画の成果や子どもの読書活動の現状と課題を整理のうえ、第4章で子どもを取り巻く読書環境として、大きく「家庭」、「地域」、「就学前施設・学校」、「図書館」とに分類し、



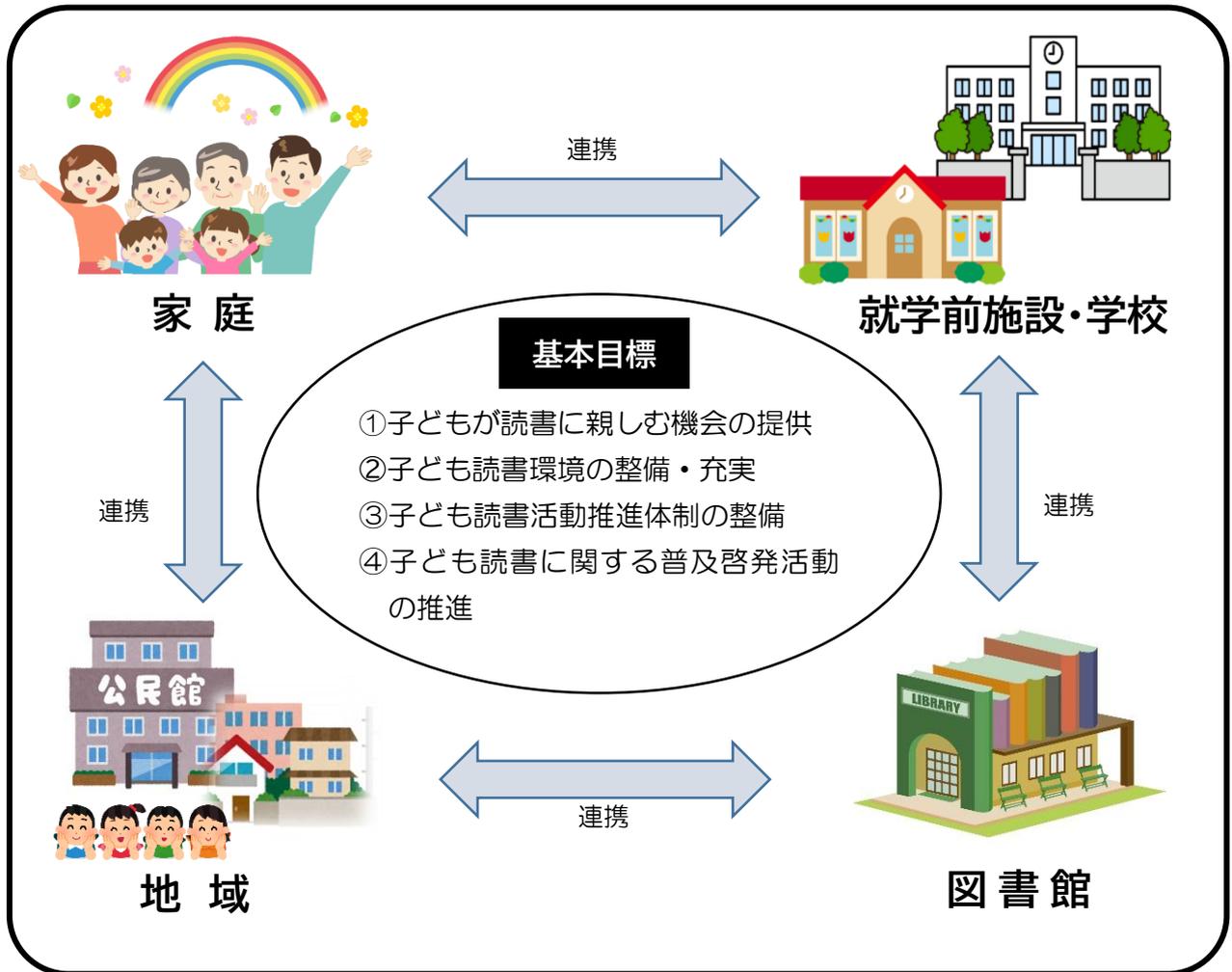
- ① 子どもが読書に親しむ機会の提供
- ② 子ども読書環境の整備・充実
- ③ 子ども読書活動推進体制の整備
- ④ 子ども読書に関する普及啓発活動の推進



を第3期に引き続き基本目標として掲げながら、目標ごとにそれぞれが連携のもと役割を明確化して各施策を位置付けます。その際、施策の達成指標として可能な項目については数値化を図ります。

なお、計画の対象年齢は0歳から概ね18歳までとし、計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第4期四国中央市子ども読書活動推進計画の概要



効果・効率的な包括支援



読書の好きな子どもたち

第2章 子どもの読書を取りまく環境

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じて、読書に親しめるように配慮した環境づくりが重要です。

子どもの読書を取りまく環境として家庭、地域、就学前施設・学校、図書館に分類し、現状と考察を行いました。

(1) 家庭

①乳児期

乳児期は心身ともに成長するうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い、保護者が愛情たっぷりに語りかけをすることで、子どもの情緒が安定し「思いやりの心」が育つ基盤となるとも言われています。

②幼児期

幼児期は日常の体験を通じて情報と知識を吸収しながら自己を確立していきます。様々な体験を通じて自分の世界が広がっていき、友達もできて言葉も豊かになり、情緒の安定による自発性が芽生え、周りの環境に積極的に関わっていかうとする「意欲」が出てくる段階です。この時期の読書意欲の喚起は、後の読書活動の推進のためにも極めて重要です。

③小中学生期以降

小中学生期以降は読書を通じて新たな知識を得る喜びを体験し、悩みや問題と向き合ったときの答えを得るなど想像の世界に浸っているいろいろな感動や感情を体験したりする重要な時期です。

高校生は人生で最も感受性が高まり、柔軟な思考を持てる時期です。この頃に読んだ本というのは人生の大きな指針になることも少なくありませんが、勉強する時間やメディアを利用する時間等が放課後の時間の多くを占めている実態があり、多忙の中でも読書に関心を持つきっかけを作り出すことが課題です。

アンケート結果から、就学前施設では本を読むことが好きな子どもの割合が極めて高い水準(94.3%)を維持しているものの、学年が上がるにつれてこの割合が大きく低下する傾向が見られます。また、小中学校の約6割の児童生徒が1日当たりの読書時間が30分未満という状況であり、読書習慣の形成が課題となっています。

(2) 地域

①公民館

地域の生涯学習拠点として活用されており、多くの公民館には図書室がありますが限られた蔵書数に加え、新刊の購入もほとんどないことから、子どもの図書利用は限定的であることが課題です。放課後子ども教室等の他事業のなかで読み聞かせを行っている館もあります。

②児童センター・子育て支援施設

児童センター・子育て支援施設は、子どもに健全な遊び場を与え、その健康を増進させるとともに、豊かな情操を育むことを目的とした施設であり、図書室や遊戯室には絵本や児童図書等各年齢に合った蔵書揃えを行うとともに、紙芝居や読み聞かせ等の子どもの読書意欲向上に繋がる取り組みを定期的に行っています。

③ボランティア

図書館・就学前施設、学校等の様々な場で読み聞かせやおはなし会を実施しているボランティアが子ども読書活動の推進のために果たす役割は大きく、子どもに直接本の楽しさを伝えるためにはボランティアの支援が不可欠です。近年ではボランティアへの需要は高まりつつあり、布絵本や紙芝居作成、図書館や学校図書館での図書整理や企画展支援等、内容の多様化に併せて活動範囲も放課後児童クラブ、児童センター、就学前施設等多岐に渡っており、マンパワーの不足が懸念されています。各施設の実態調査でも、ボランティアの継続的な確保や、読み聞かせ等の活動を全ての園で利用できるような仕組みの構築が期待されています。

④暁雨館・歴史考古博物館

指定管理者制度により図書館と一体的に管理運営を行っているメリットを活かし、図書館内に両館所有の郷土資料を定期的に展示しています。また、協働事業の開催や、企画展示に合わせた関連著書等の配架など、来館のきっかけづくりに取り組んでいます。今後も、子どもの関心を高めるような企画展を開催し、読書との相乗効果による学びの場の提供に取り組むなど、子どもたちの図書館来館のきっかけを創出することを課題とし、他地域には無い読書活動推進の一助になると考えられます。

博物館等で実施する企画展に併せて図書館でも同テーマのロビー展示を開催



暁雨館での協働事業

⑤その他

地域には放課後児童クラブ、地域型保育事業所、子ども向け行事・イベント等、子どもたちが集う施設や取り組みが数多くあります。

いずれも子ども読書活動推進のための貴重な社会資源として捉えることができます。

(3) 就学前施設・学校

①就学前施設

定期的な絵本の貸出や定時の読み聞かせの実施など様々な読書活動を行っており、幼児期の読書意欲喚起に努めています。また、園での取り組みにより読書意欲を持った子どもたちが、家庭でも読書活動に取り組むことができるよう「親子読書」を推進しています。クラスだよりや参観日などの機会を活用した保護者への働きかけを行い、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせ等を通じて感じたことや考えたことを話し合ったりすることで、子どもや保護者の読書に対する興味や関心の向上が期待されます。そうした取り組みは、親と子どもの心の交流を図るコミュニケーションの場ともなり、「親に絵本を読んでもらって楽しかった」という感動は、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与えるものとなります。一方で、実態調査によると、家庭での読み聞かせ時間が十分に取れない、または保護者が絵本を字の勉強と捉えるなど、家庭での取り組みに課題が見られ、保護者への継続的な啓発の必要性が示唆されています。

②学校

朝の読書やボランティア等による読み聞かせ、学校においては図書委員等の児童による読み聞かせ、お薦め本紹介、学校図書館利用案内や、児童による読書目標設定や多読賞、授業での調べもの学習の導入等、児童自らが主体となり意欲的に取り組む活動が多くなされているほか、

電子図書館の利用啓発や、タブレット端末を用いた読書記録などデジタルツールの活用も進められています。しかし、小中学校では読む本の隔たりや、インターネットやSNSの普及等もあり読書への関心を持つ子と持たない子・読書量の個人差が顕著に表れており、子どもたちの「読書活動」の定着には身近な学校の果たす役割は大変大きいものがあります。アンケート結果では、中学校において約 8 割以上の生徒が学校図書館から本を借りておらず（中学 3 年生では 92.6%）、学校図書館の利用が極めて低い状況が明らかになりました。また、読書をしない理由として「ゲームやテレビの方が好き」が小学校では約 4 割を占めており、中学校では「忙しい」や「読みたい本がない」の割合が増加しています。

高等学校でも、朝等の一斉読書を実施することで、すべての生徒が毎日本を手に取り活字を読む習慣をつけるなどの取り組みがされています。高等学校学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、必要な言語環境を整え、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館や市立図書館を計画的に利用し、生徒の自主的・自発的な読書活動を推進することが示されています。子どもたちに必要とされる豊かな感受性や多様な価値観を吸収するため、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組んでいます。

また、学校図書館は児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置された施設であり、子ども読書活動の拠点施設として重要な位置を占めています。図書館との連携に基づく図書情報等の収集、アンケート調査による読書ニーズの把握、図書委員等児童生徒自身の自発的な関わりによる選書を行うなど、効果・効率的な資料収集にも努めています。司書教諭や学校図書館主任を中心に保護者やボランティアによる協力体制も検討しつつ、開放時間の拡大に向けた取り組み等が課題です。

（４）図書館

市内には川之江図書館（分館としておやこ図書館）、三島図書館、土居図書館が設置されており、指定管理者制度の導入により平成 22 年 10 月からNPO法人紙のまち図書館に管理運営を委ねています。子ども読書活動の拠点としてNPO法人の特性を活かして以下のような取り組みを行っています。

①職員の専門性・質的向上の取り組み

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文科科学省告示第 172 号）では、公立図書館の図書館サービスとして貸出サービス、情報サービス、地域の課題に対応したサービス、利用者に対応したサービス、多様な学習機会の提供及びボランティア活動等の促進が掲げられおり、サービスの質的水準を担保するため、専門的知識・技術を有した職員の配置を行っています。また、図書館職員の専門性向上を図るため、内部での勉強会開催や研修会参加等に積極的に取り組んでいます。

②蔵書揃えの充実

年齢によって大きく変化する子どもの読書ニーズに対応するため、適切な除籍を行いながらニーズに応じた資料収集に努め蔵書の充実を図っています。また、多様な読書ニーズに柔軟に対応するため、予約・リクエストサービスを実施しています。

③書架室等の充実と「調べ学習」の支援

児童書架室等では季節に応じたお薦め本コーナーの充実や同じジャンルの本を出来るだけ一箇所に集約するなど、書架の配列や配架方法を工夫しています。

また、「調べ学習」等を支援するため、レファレンスサービスの充実に努め読書相談を推進し、

インターネット閲覧端末やOPAC（オンラインの蔵書目録）の整備充実を行っています。さらに、図書館と博物館等の一体管理を活かし、図書館司書と学芸員が連携した企画展を開催しています。

④来館のきっかけづくりの取り組み

図書館への関心を高めてもらうため、図書館見学・職場体験、インターシップの受け入れを行っています。

また、ボランティアとの連携のもと乳幼児から小学生を対象におはなし会を実施し、子どもたちに楽しく本と出会える機会を提供しているほか、チャレンジ！こども読書マラソンや、映画上映会、読書感想文講座、お薦め本をパックにした「本の福袋」、心育む赤ちゃん絵本セット「ここはぐ」の貸出し等多様な参加型事業やイベントを定期的実施し、図書館来館や紙芝居や絵本に興味を持つきっかけづくりに取り組んでいます。



図書館見学の様子

⑤地域への取り組み

就学前施設、学校等や地域との連携のもと、あらゆる場所で図書館資料の活用が図られるよう、配本活動や団体貸出サービスに取り組んでいます。また、地域に出向いてのおはなし会・読み聞かせ活動等にも積極的に取り組んでいます。

また、家庭での読書機会の確保を支援するため、ブックスタート事業を平成16年から市内全域で行っています。さらに、母子保健事業の一環として実施しているママパパ学級では妊娠中の本の読み聞かせである「声のシャワー」を胎児とのコミュニケーションのひとつとして取り上げ、読書活動の大切さを伝えています。

⑥企画展の充実

子どもの読書意欲を高めるため、テーマに沿った本を一箇所に集め展示・貸出を行う企画展についても各図書館にて定期的に行っています。ボランティアとの連携のもと充実を図っており、特に「子ども読書の日」や「秋の読書週間」は、本との出会いやふれあいを再認識する絶好の機会として捉え、来館意欲向上のための取り組みに努めています。

⑦電子図書館の拡充

時代の変化に対応し、当市では令和4年10月に電子図書館の運用を開始しました。これは、コロナ禍による施設利用者の減少（前年度比約2割減）への対応や、GIGAスクール構想の進展など教育のデジタル化に対応するとともに、視覚障がいを持つ方などへの利便性向上（読書バリアフリー法に基づく）を図ることを目的としています。電子図書館の拡充は、来館が困難な子どもへのアクセス保障や図書館利用者全体の底上げに繋がる重要な取り組みです。

⑧その他の取り組み

普及啓発活動として新刊情報、行事・イベント案内等について、市広報誌やホームページに掲載し、毎月情報紙（以下「図書館だより」）を配布しPR活動を行っています。

また、市内図書館では、資料のデータベース化と統一した図書館システムの導入により、平成30年度からどの図書館でも他図書館資料の貸出・返却が可能となるよう整備を行っており、利用者から好評を得ています。

ボランティアへの支援として、研修会や登録ボランティアと職員の協働によるおはなし会などのボランティア育成事業を実施し、資質向上を図っています。

第3章 子どもの読書活動に係る関連事項の考察

「子ども読書活動推進計画アンケート集計結果」及び「各施設実態調査結果」に基づき、以下の通り第3期四国中央市子ども読書活動推進計画を踏まえた関連事項の考察を行いました。

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭

①子どもへの働きかけ

アンケート結果では年齢が低いほど、読書が「好き」と回答する割合が多く、年齢が高くなるほど「好き」と回答する割合は減少しており（小学校1年生 79.0%から6年生 61.8%へ）、年齢とともに子どもの読書意欲が減退している様子を読み取ることができます。その背景にはインターネットや情報端末の普及の影響もあると考えられますが、紙の本の「読書」という行為自体から離れつつある現状が見て取れます。また、電子書籍についても「読まない」と回答した割合が小学生の8割以上、中学生の7割程度という結果でした。しかし、電子書籍の利用は増加傾向にあり、デジタルツールの活用も読書活動の機会を提供する上で重要です。

子どもの読書への関心を高めるため、幼児期には親子読書の時間を確保することや、絵本の読み聞かせなどで、子どもの興味を引いたりする等、なお一層年齢に応じた様々な方法で関わりを深めることが課題です。

②保護者の取り組み

アンケート結果から約3割の方がブックスタートをきっかけにお子さんと本を見る機会が増えたと回答しており、8割の方が事業の継続を望んでいることから、乳児期からの保護者への啓発は読書継続のきっかけづくりとして有効であるといえます。子どもの読書意欲を喚起し、自然に本を手にとるよう促すため、子どもと一緒に本に親しむにはどうすればよいか、今後も継続した啓発が重要です。一方で、就学前施設の保護者からは、「家から図書館までが遠い」ため利用が少ないという意見もあり、地域連携や団体貸出等による図書館外での読書機会提供の強化が必要です。

(2) 地域

①行事・イベント等の充実

実態調査から公民館、児童センター・子育て支援施設をはじめ、子どもが集まる場所においてボランティアや図書館との連携を図りつつ、子どもの読書意欲向上のため図書館見学、読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク等の行事・イベント等の充実が図られています。

②地域の特色を活かした活動の推進

ア. 公民館

アンケート結果では、公民館は読書場としてはほとんど活用されていない実情が表れています。

放課後に子どもたちに図書室を開放している館もありますが、蔵書数の増加や施設整備等、ハード面での充実は難しい面もあることから、ボランティア等との連携などソフト面での事業充実が課題です。

イ. 児童センター・子育て支援施設

実態調査から親子で参加するおはなし会等の定期的な実施など、読書活動への積極的な取り組みがうかがえます。親子参加により読書の大切さを保護者に認識させるきっかけづくりとしても有効であり、今後も現在の取り組みを継続して実施しながら、様々な年代が集う施設の特徴を活かし、読書活動を親子や異世代が交流する方法として模索する必要があります。

ウ. 暁雨館・歴史考古博物館

暁雨館・歴史考古博物館は郷土の歴史・文化の振興を目的に設置された施設であり、小中学生が社会見学や体験学習等に訪れています。

アンケート結果では「伝記や歴史」の本が好きという回答が小学校高学年から増加傾向であり、その後も安定した割合を示しています。このことから、学校教育の社会科において小学3・4年生で地域の偉人や昔の道具、歴史的遺産を学習し、小学6年生で日本の古代から近現代にかけての通史を学習することや、学習内容に合わせた学校への配本を通じて、読書意欲が向上していることが推察されます。

歴史考古博物館は郷土の偉人啓発に特色を持つ暁雨館とも併せ、本や教科書での学びをより具現化し、歴史や文化に係る関心を高めることのできる専門施設として、子どもがわかりやすく利用しやすい学びの場となる必要があります。

③ボランティア活動の推進

実態調査から読書ボランティアは各所であらゆる機会を捉えておはなし会、読み聞かせ、ブックトーク等の活動を行い、読書機会の提供に努めています。

しかしながら、マンパワーの不足や参加者の積極性の欠如などの課題もあり、人材の確保やボランティアのスキルアップが必要です。



ボランティア研修会の様子

(3) 就学前施設・学校

①読書意欲向上のきっかけづくり

教職員やボランティアによる読み聞かせや、図書館や学校図書館見学、様々な本を手にするきっかけをつくるなど読書に触れる機会を提供することで読書への興味や関心を喚起させる活動に取り組んでいます。

②読書時間の確保

発達段階に応じた読書機会を提供するため、就学前施設で降園前等を実施している読み聞かせ、小中学校で実施している朝の一斉読書等については読書機会の提供手段として有効であり、継続実施が求められます。しかし、小中学校の約6割の児童生徒が1日当たりの読書時間が30分未満という状況であり、読書時間の確保は引き続き大きな課題です。

特に中学校では学校図書館の利用が極めて低く、中学3年生では92.6%の生徒が1ヶ月に借りた本が「0冊」であるという深刻な状況が明らかになっています。また、学校図書館に望むこととして中学生の約半数が「特になし」と回答しており、学校図書館への関心の薄さが課題です。

児童生徒が読書をしない主な理由として、「ゲームやテレビのほうが好き」が小学校では約4割を占めており、中学生では「忙しい」や「読みたい本がない」の割合が大幅に増加しています。このため、授業においても、並行読書や調べもの学習への対応に加え、児童生徒の興味に応じた

電子書籍の活用や、読書を他の娯楽と競合できる魅力的な活動にするための工夫が求められます。

また、小中学校では授業においても読書活動推進を図るため、並行読書の推進やALT等による英語の読み聞かせも有効と思われます。

ただし、いずれの項目においても、ハード・ソフトの両面で不足しているのは間違いないことから、現実的に可能となる傾注すべきポイントを明確化していくことが必要です。

(4) 図書館

①読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくり

ア. おはなし会の充実

ボランティア等との連携のもとで実施しているおはなし会は定期的に継続しており、来館した子どもが読書の機会に触れ合うことができるとともに、保護者が子どもの読書に関心を持つきっかけづくりの場となっています。おはなし会参加者は、令和6年度に1,299名とコロナ禍終息以降回復傾向にあります。今後は開催回数の拡大を図るとともに、子どもの読書ニーズを的確に把握し、内容の充実が求められます。

▼おはなし会参加者数の推移(延べ人数)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
792名	514名	965名	1,299名

イ. 行事・イベント、企画展等の充実

親子で楽しむ手作り体験やイベントを多数実施していますが、これまで以上にお正月やクリスマス等の時季や読書週間、子ども読書の日に併せ、読書ニーズに応じたテーマ設定や内容の充実が有効です。

また、来館のきっかけづくりとして、就学前施設・学校等と連携し、絵や工作、作文等の展示を積極的に受け入れることも有効です。

ウ. 新規利用層獲得の取り組み

平成28年度より、市民の読書意欲の向上を目的として「読書通帳」を導入し、現在延べ総数が8,000冊を超え大変好評を得ています。また、令和2年より読書通帳を利用した「チャレンジ!子ども読書マラソン」を毎年開催しており、令和6年度は580名の小学生が参加しました。20冊、50冊達成時にシールを、100冊達成時は景品をプレゼントするなどの取り組みも、読書意欲向上につながっています。令和7年度からは中学生対象の読書マラソンも開始しました。子どもたちが読書に関心を持ち、図書館に行くと色々な本があって楽しい、本をたくさん読みたいと思えるきっかけづくりになったと言えます。

今後も、幅広く子どもたちに読書機会の提供ができるよう、体験学習や行事・イベントの実施、図書館見学や職場体験の受け入れ等あらゆる機会を来館のきっかけづくりとし、他の取り組みと効果的に組み合わせることにより、新規利用層を獲得することが必要です。

また、図書館の利用については、中学生の約半数が「全く利用していない」状況が継続しているものの、利用する中学生は「勉強をするため」の割合が前回調査から大幅に増加しており、学習支援の拠点としての役割が強くと求められています。今後は、利用層として希薄な中高生のニーズを把握し来館のきっかけづくりを行うことが必要です。

▼児童書貸出冊数の推移

①児童書貸出冊数（冊）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	91,953	89,959	84,383	82,671
三島	78,785	80,821	80,384	73,642
土居	39,991	38,014	39,411	35,966
おやこ	4,162	6,572	6,786	7,325
計	214,891	215,366	210,964	199,604

②全体貸出冊数（冊）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	242,488	239,657	233,138	230,975
三島	191,652	204,628	205,995	192,853
土居	123,707	119,922	122,431	112,824
おやこ	8,978	14,646	17,311	18,753
計	566,825	578,853	578,875	555,405

③全体貸出冊数に占める児童書貸出率（％）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	37.9	37.5	36.2	35.8
三島	41.1	39.5	39.0	38.2
土居	32.3	31.7	32.2	31.9
おやこ	46.4	44.9	39.2	39.1
計	37.9	37.2	36.4	35.9

▼児童貸出利用人数の推移

①児童貸出利用人数（人）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	5,964	7,999	8,233	10,207
三島	5,236	6,807	7,314	7,628
土居	2,995	3,644	3,469	3,569
おやこ	745	1,364	1,741	1,278
計	14,940	19,814	20,757	22,682

【参考】年齢別図書貸出利用人数（人）

年齢区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-6（就学前）	3,404	5,241	5,295	6,269
7-12（小学生）	8,972	11,653	12,318	12,642
13-15（中学生）	1,642	2,033	2,056	2,559
16-18（高校生）	922	887	1,088	1,212
計	14,940	19,814	20,757	22,682

②全体貸出利用人数（人）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	40,631	47,071	47,695	58,737
三島	34,673	40,820	41,906	41,897
土居	20,548	23,597	24,332	23,342
おやこ	2,646	4,248	4,892	4,098
計	98,498	115,736	118,825	128,074

③全体貸出利用人数に占める児童貸出利用数割合（％）

図書館区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	14.7	17.0	17.3	17.4
三島	15.1	16.7	17.5	18.2
土居	14.6	15.4	14.3	15.3
おやこ	28.2	32.1	35.6	31.2
計	15.2	17.1	17.5	17.7

「児童貸出利用人数および全体に占める児童の利用割合は、令和3年度以降、着実な増加傾向にあります。これは、令和2年度から開始した「チャレンジ！子ども読書マラソン」等の参加型イベントの定着や、電子図書館の導入（令和4年10月）による利便性の向上が、子どもたちの図書館利用を後押ししているものと考えられます。

一方で、児童書貸出冊数（冊）を見ると、児童書は約21.5万冊（R4）から約20万冊（R6）へと減少しており、『利用人数は増えているが、一人当たりの貸出冊数は減っている』という傾向が浮き彫りとなっています。これは、情報通信手段の多様化により、読書の時間が他の娯楽に割かれている可能性を示唆しており、今後は一人ひとりの安定的な読書時間確保の取り組みが重要となります。

②図書館外での読書機会の提供支援

ア. 地域や就学前施設等との連携による読書機会の確保

地域や就学前施設等との連携を深め、ボランティア等の協力のもと、図書館外での読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク等の活動が求められていることから、それらの活動を積極的に行い、読書の機会提供に努めることが求められます。

配本箇所（令和6年度22箇所）および団体貸出（令和6年度108団体）はいずれも第3期計画の目標値（配本30箇所以上、団体貸出150団体以上）には到達していません。配本・団体貸出の積極的な活用は、蔵書の更新が図られていない地域施設や学校図書館の課題に対応するため、引き続き強化していく必要があります。

イ. ブックスタート事業の充実

乳児期の親子のきずなづくり・本を読む動機づけを目的としたブックスタート事業は、保健センターとの連携のもと4か月児健診時に各健診場所において定期的実施しており、アンケート結果からもその効果が読み取れます。

ブックスタート事業を契機に継続した子ども読書活動に繋げていくことが必要です。

▼ブックスタート実施実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江	実施回数	12	12	12	12
	配布組数	211	164	168	132
三島	実施回数	12	12	12	12
	配布組数	232	206	191	179
土居	実施回数	6	6	6	6
	配布組数	80	66	55	63
合計	実施回数	30	30	30	30
	配布組数	523	436	414	374

2. 子ども読書環境の整備・充実

(1) 家庭

①本の紹介・購入

アンケート結果から小学生までの3割以上、中学生になると半数以上が自分の家の本をよく読んでいることがわかります。子どもの読書意欲を継続性のあるものにするために、年齢ごとの読書ニーズに沿った本を紹介したり、買い与えたりするような取り組みが必要であると推察されます。その際、興味や知識の偏りがなく、また興味関心を持ってもらえるような選書への配慮が不可欠です。アンケート結果では家庭での本の購入が抑制傾向にあり、保護者への継続的な啓発が求められます。

②読書時間の確保

子どもの読書時間が減少していることはアンケート結果にも表れています。また、小中学生のどの年代でも「ゲームやテレビのほうが好き」が本（電子書籍を含む）を読まない理由の3割以上を占めています。安定的な読書時間確保のため、ゲーム等の利用時間が過度なものとならないよう、必要に応じて家庭において使用に関するルールづくりに取り組み、双方のメリットを活かした共存の在り方も模索することが課題です。

(2) 地域

①蔵書揃えの充実

蔵書数の増加や施設整備等、ハード面での充実は難しい面もあることから、公民館図書室や児童センター等では、図書館や学校図書館との連携を深めつつ、子どもの読書ニーズに応じた効果・効率的な蔵書揃えが望まれています。

②読書環境の整備

公民館における図書室の放課後開放や児童センター・子育て支援施設では季節や年齢に合った本を手に取りやすく配置するなど、読書環境の充実に努めています。各施設の児童書コーナー、絵本コーナー等について、子どもの本に関する関心が高まるような書棚や図書の配置は読書意欲の向上のために有効です。

③配本・団体貸出の積極活用

図書館が行っている配本や団体貸出の積極的な活用により蔵書更新が図られていない実態に対処し、多様な読書ニーズに対応する必要があります。配本箇所（令和6年度 22箇所）および団体貸出（令和6年度 108団体）は第3期の達成指標（配本 30箇所、団体貸出 150団体以上）に到達していない状況です。学校図書館や地域施設の課題に対応するため、さらなる利用促進が必要です。

(3) 就学前施設・学校

①蔵書揃えの充実

学校図書館に望むこととして「新しい本や人気の本が多い」が突出して多く、蔵書揃えの充実は大きな課題です。

子どもの読書ニーズが年齢に応じて大きく変化していることはアンケート結果からも明らかであり、成長段階に応じた選書の充実も利用促進のためには不可欠です。

蔵書の充実度水準の指標として挙げられるのが「学校図書館図書標準」ですが、小中学校共に前回計画時と比べて図書標準を達成している学校が減少しました。これは、校舎や学校図書館の大幅整備による図書の除籍が原因と推察されますが、学校図書館の利用促進につなげるため、図書標準達成率の向上に努めるとともに、図書館の配本活動や団体貸出の積極活用等により蔵書の充実に努めることが求められています。

一方で、本市では電子書籍の利用も着実に進んでいます。令和4年10月の運用開始以降、電子図書館の拡充に注力しており、特に児童書の蔵書点数(ライセンス数)は、令和6年度末時点で3,847点と、県内1位の規模を誇ります。利用においても、小学生(7歳~12歳)を中心に活用が広がっており、令和6年度の電子図書館年間総利用点数112,003点のうち、7歳~12歳の利用点数が約87%(97,982点)を占めるなど、子どもたちの読書活動に大きく寄与しています。今後は、GIGAスクール構想による1人1台端末の活用をさらに促進し、デジタルとアナログが相互に補完し合う新しい読書環境の充実に努める必要があります。

▼図書標準達成率(市立小中学校)

区分	令和2年度	令和7年度
小学校	79%(15校)	37%(7校)
中学校	71%(5校)	57%(4校)

▼電子図書館蔵書数・利用点数

	令和6年度
蔵書点数(ライセンス数)	15,219点
うち児童書	3,847点
年間総利用点数	112,003点
うち7~12歳	97,982点

②学校図書館開放時間の拡大

また、各学年共に「いつでも利用できる」ことを望んでおり、前回同様、開放時間の拡大が課題となっています。朝や放課後の図書貸出を行っている学校もありますが、開放時間の拡大についてはほとんどの学校で安全管理と人員確保が難しい現状にあり、一部において導入しているボランティア等の積極活用を図ることも開放時間の拡大策として有効であると考えられます。

③配本・団体貸出の積極活用

蔵書不足や多様な読書ニーズに対応するため、図書館が行っている配本や団体貸出の積極的な活用も必要です。

④利用しやすい環境整備

ア. 就学前施設

9割以上の利用者が絵本コーナー等について困っていないという回答です。

書棚等レイアウトの工夫、お薦め本の紹介、遊び場の確保やクラスごとの年齢に応じた絵本の配置等、利用しやすい空間づくりを継続することが求められます。

イ. 小中学校

学校図書館や学級文庫等において、お薦め本や授業と関連した図書の紹介や学年に応じた図書の配置等が必要です。また、電子図書館の利用啓発や1人1台端末の活用、図書の管理や貸出の電子化等、DX化の推進も検討課題です。

また、必要な図書情報の検索、他施設での所蔵情報の確認及び読書相談等が不可欠であり、図書情報のデータベース化を図り、オンライン化による学校図書館間や図書館とのネットワーク構築の推進に向けた検討も必要です。

(4) 図書館

①蔵書揃えの充実

ア. 子どもの読書意欲・関心を高めるための選書の充実

図書館には、「新しい本や人気の本が多いこと」が引き続き求められています。乳幼児向けの絵本から中高生向けのヤングアダルト本まで、できるだけリクエストに対応した多様な図書を整備し、選書に努めています。今後もさらなる利用者・市民の要望、社会の要請、地域の実情に応じた蔵書揃えが不可欠であり、必要となる十分な量の資料を計画的に整備することが重要です。

イ. 公立図書館としての役割を踏まえた蔵書揃え

前述のとおり、図書館には新しい本や人気の本を揃えることが求められているところですが、地域の読書活動推進の拠点施設として、バランスのとれた蔵書構成に配慮しつつ、本市の歴史・産業・文化等を題材にした子ども向け郷土資料の収集に努めることも求められます。

▼児童書蔵書数の推移(冊)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川之江図書館	48,699	48,313	48,908	47,131
三島図書館	30,349	30,125	30,174	31,054
土居図書館	23,784	21,731	20,934	21,461
おやこ図書館	12,928	12,521	12,404	12,249
計	115,760	112,690	112,420	111,895

②すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり

障がいのある子どもの読書活動支援として、大型絵本、大活字本、点字絵本、布絵本、さわる絵本等のバリアフリー図書の充実を図り、障がいに応じた様々な読書方法に対応するよう努めたほか、川之江図書館がLL版利用案内を作成するなど、誰もが利用しやすい読書環境の整備に取り組みました。

また、来館が困難な子どもに対しては、郵送貸出制度の充実のほか、時間や場所を問わず利用が可能である電子図書館についても利用を啓発することが検討課題です。

③利用しやすい環境づくり

ア. 書架室等の充実

子どもにとって見やすいよう書架を出来るだけ子どもの目に届く高さに配置し、各コーナーにはわかりやすい掲示や展示をするなど配架の改善や三島図書館における照明の LED 化等の施設改修により、利用しやすい雰囲気を作り、居心地よく親しみやすい環境づくりに取り組みました。

また、平成 30 年度には川之江図書館の 1 階と 2 階に分散していたサービスカウンターを 1 階に集約し総合受付サービス体制を整えるとともに、2 階の児童図書フロアワークの充実に努めたほか、おやこ図書館では、図書館システムの再構築に合わせ、端末機器を導入しオンライン化による利用者の利便向上を図りました。

イ. 「調べ学習」等の支援

子どもたちが「調べ学習」のため、本や情報を求めて来館する際、それぞれの問い合わせに対し、適切な資料や情報を提供しました。また、中学生の「勉強するため」の利用増加に対応するため、一般書架室へ学習コーナーを設置し、閲覧室を学習スペースとして活用するなど、子どもが興味・関心を持って意欲的に学習に取り組みやすい環境づくりや支援を行いました。

④配本・団体貸出サービスの充実

図書館では、就学前施設、学校等における蔵書揃えの充実を支援するため、一時的に図書館資料を各施設の貸出資料として提供する「配本」や各団体にまとまった冊数の図書を貸出する「団体貸出」活動にも取り組んでいます。

▼配本活動の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
配本箇所	20 箇所	21 箇所	22 箇所	22 箇所
延回数	128 回	209 回	179 回	176 回
延冊数	10,355 冊	12,895 冊	12,310 冊	11,035 冊

▼団体貸出活動の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
団体数	88 団体	105 団体	112 団体	108 団体
貸出冊数	22,395 冊	23,927 冊	24,614 冊	25,096 冊

⑤電子図書館の拡充

アンケート結果では、電子図書館を「利用しない」割合が最も多いものの、電子図書館利用状況の推移から、運用開始以降、電子図書館は着実に利用が進んでおり、特に子どもたちの読書活動に寄与していると判断できます。令和 6 年度中の利用点数（貸出・閲覧）のうち、児童書が 8 割を占め、年代別では 7 歳から 12 歳（小学生）の利用が最も多く活用されています。電子図書館は、市内小中学校の全児童・生徒にアカウントが配付され、Chromebook を介して朝の読書時間等で活用されており、これにより紙媒体の本に加えて 1 人 1 台端末を活用した読書環境が充実しました。今後は、学年が上がるにつれて増加傾向にある電子書籍の利用を踏まえ、中学生や高校生といった低利用層への利用促進を図るためにも、電子書籍を含む多様なコンテンツの充実と、デジタルとアナログの共存を前提とした読書環境の整備を進める必要があります。

▼ 電子図書館利用状況の推移

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者総数	7,763人	6,981人	6,952人
蔵書点数(ライセンス数)	11,294冊	12,310冊	15,219冊
年間総利用点数(貸出・閲覧)	56,935点	55,509点	112,003点
上記の内 児童書利用点数	45,458点	43,763点	89,838点
上記の内 7～12歳(小学生)利用点数	43,921点	41,912点	97,982点

3. 子ども読書活動推進体制の整備

(1) 家庭

①読書ニーズに関する情報の収集

保護者が子どもの読書ニーズや話題本等を的確に把握するため、読書啓発の講演会への積極的な参加や市立図書館が発行する「図書館だより」やホームページ等を活用する等、年齢に見合った選書のための情報収集が重要です。

②保護者間の情報の共有

親子読書や本の紹介、買い与え等の参考とするため、PTAや地域活動、学校行事等を通じた保護者同士の関わりの中で、図書情報や年齢・性別・話題ごとの読書ニーズの共有が必要です。

(2) 地域

①各施設・団体間の連携強化

実態調査によると配本による蔵書や本に関するイベントの充実が求められていることがわかります。図書館や学校図書館との連携をはじめ、公民館、児童センター等、地域団体やPTA等地域の社会資源間の連携も深め、読書ニーズの把握に係る情報共有や行事・イベント等の共同開催等が有効です。

②ボランティアのネットワーク構築、質的向上の取り組み

ボランティアへのニーズは多種多様化しています。それらのニーズに柔軟に対応するため、ボランティア間のネットワーク構築に取り組み、情報共有や協働による新しいサービスの提供が必要です。また、研修や講演等に積極的な参加により、一層の質的向上が求められます。

(3) 就学前施設・学校

①職員の専門性確保

就学前施設では劇あそびやペープサート制作、学校ではアニメーションや並行読書、アクティブ・ブック・ダイアログなど様々な手法を用いて読書推進活動に取り組んでいます。幼稚園教諭・保育士、司書教諭や学校図書館主任等職員の専門性を高めるため、図書館等と連携して研修会への参加や勉強会を開催する等の取り組みが有効です。特に、読書活動の推進に関する国や県の新しい施策(読書バリアフリー、DX化推進等)に対応できるよう、職員のスキル向上を図ることが重要です。

②関係機関との連携による情報共有

子どもの読書ニーズ、お薦め本、話題本等の図書情報の把握は学校図書館を有効に活用するために必要です。そのためには図書館、地域、ボランティア、保護者等との連携を深め、情報の共有が欠かせません。

③学校図書館支援員配置の検討

図書館の環境美化や、配架・除籍・選書・レイアウト、学習のための資料準備等においては専門的な知識・技術が不可欠です。それらの業務を支援するため、学校図書館支援員の有用性について調査研究のうえ、配置に向けた検討が必要です。実態調査でも学校図書館支援員の配置を希望する声が複数あがっています。

(4) 図書館

①ボランティアのネットワーク構築

公立図書館の管理運営を行っている法人の主要な会員がボランティアであることの強みを活かし、図書館とボランティアとの連携をとり様々な活動を実施しています。今後も連携を強化し、活動の継続が求められます。

読書ボランティアを対象とした講座を引き続き開催し、会員間の活動情報の集約及び情報提供の場としてボランティアのネットワークづくりの推進が今後も求められます。

②ボランティアの育成及び拡大支援

ボランティアに求められる多種多様なニーズに対応できるよう、ボランティアの育成のための勉強会や研修会等の開催に努めるとともに、ボランティア養成講座の開催や登録ボランティア制度の充実等マンパワー確保のための取り組みが有効です。

③図書館職員の専門性向上

アンケート結果から図書館は本に触れる施設として主要な役割を担っていることがわかります。また、図書館に求めることとして「本が探しやすい」ことを求める割合も高く、利用者が必要とする図書を提供するためにも、レファレンスなどに従事する図書館職員の専門性の向上が重要です。第3期の達成指標（司書資格取得率 70%以上）は達成に至っていないため、継続した専門性向上への取り組みが課題です。

(2024年の公立図書館統計では司書資格取得率 全国 53.3%、愛媛県 58.2%)

④関係機関等との連携強化

ア. 就学前施設、学校、地域との連携強化

図書情報や読書ニーズに関する情報共有や読み聞かせ等の読書機会や提供場所の拡大等を図るため、就学前施設、学校、地域との連携強化が大切です。

イ. 他市公立図書館との連携強化

次表のとおり、図書館では年間300件以上の公立図書館相互貸借を実施しています。これにより県立図書館や市外公立図書館との連携を強化するほか、読書ニーズに関する情報共有などの効果も期待できます。今後も公立図書館相互貸借制度の促進により、互いのノウハウ提供による協働企画展、行事・イベントの開催等が期待されます。

▼公立図書館相互貸借制度実施状況

○市図書館から市外図書館への貸出（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県内図書館へ	163	127	137	159
県外図書館へ	6	3	16	11
計	169	130	153	170

○市図書館への市外図書館からの借入（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県内図書館から	240	170	161	158
県外図書館から	46	23	18	16
計	286	193	179	174

4. 子ども読書に関する普及啓発活動の推進

(1) 家庭

①行事・イベントへの積極参加

子どもの読書意欲喚起のきっかけづくりとするため、図書館や博物館等を中心に行われる行事・イベント等について、積極的に参加することが必要です。

②図書情報等の積極提供

図書、行事・イベント情報等を積極的に子どもに提供し、子どもが本を手にとりやすい環境を作るなど、子ども自身が自発的に読書意欲を持つよう努めることが重要です。

(2) 地域

①各施設や団体活動の中での啓発活動の推進

各所が発行する広報誌を活用した広報活動のほか、公民館、児童センター、地域団体やPTA等それぞれの活動の中で、子どもの読書活動推進に繋がるような講演を開催する等、地域や保護者への啓発に取り組むとともに、図書情報の提供や行事・イベントへの参加の呼びかけが必要です。

②「図書館だより」の有効活用

図書館との連携のもと、「図書館だより」を各施設に備え付け、団体活動の中で参加者に配布する等、その有効活用が求められます。

(3) 就学前施設・学校

①園児や児童・生徒への啓発活動

就学前施設では読み聞かせ等の活動を継続することによる読書啓発が求められます。

また、学校では図書委員や教員を中心とした学校図書館からの情報発信や児童生徒自身による読書目標の設定等の取り組みにより読書への関心を高め、読書意欲の向上が図られていますが、特に中学校の学校図書館への無関心層に対し、生徒主体の活動やデジタルツールを活用した魅力的な情報発信を強化する必要があります。

②保護者への啓発活動

特に就学前施設においては保護者への啓発は重要であり、「家読（うちどく）」の習慣づけや親子読書の重要性等について伝え、保護者向けの勉強会や講演会を開催することが必要です。実態調査では、保護者が絵本を字の勉強と捉える傾向や、家庭での読み聞かせ時間が不足している課題が指摘されており、継続的な啓発が重要です。また、図書館との連携のもと、「図書館だより」の保護者への配布等の取り組みも効果的です。

(4) 図書館

①「図書館だより」の有効活用

毎月発行している「図書館だより」は様々な施設で読書の普及啓発資料として活用されており、今後も各館の様々な子ども向け行事・イベント等の情報をわかりやすく掲載し、内容の充実を図るとともに配布先や配布部数の拡大が望まれます。

②図書情報の案内充実

ホームページ、広報誌、「図書館だより」などによりそれぞれの利点を活用した周知方法でPRや情報提供に努めています。また、地元ケーブルテレビからの協力要請により、昔から受け継がれている昔話や物語等、朗読番組の制作放映や新刊の紹介など、子ども読書の普及啓発に繋がっています。引き続き、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて新刊やお薦め本等の図書情報の案内への取り組みが求められます。

③「子ども読書の日」、「読書週間」等における啓発活動

「子ども読書の日」や「読書週間」、「文字・活字文化の日」等の存在を周知するため関係機関と一斉に事業を行う等重点的な啓発活動を行うことが大切です。

④優良図書・優良活動事例の紹介

図書館の特に目に付く場所に特設コーナーを設置するなど優良図書の周知に努めました。今後も読書活動の指針となるよう、チラシや小冊子を作成するなど、子どもの年齢に応じた優良図書の紹介が有効です。

また、保護者、ボランティア、地域、就学前施設、学校等が子どもへの啓発活動を行う際の参考となるよう、優良な活動事例の紹介等にも取り組むことが求められます。

5. 達成指標に対する評価

第3期子ども読書活動推進計画では5つの項目を数値化し施策の達成指標としました。

第3期（令和3年度から令和7年度）の計画期間中、各機関で様々な取り組みがなされたものの、令和7年10月実施のアンケート結果や令和6年度までの実績値に基づき評価した結果、多くの指標で大幅な改善は得られず、目標値を達成していない状況が確認されました。

(1) 読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくりに関する達成指標及び評価

①達成指標

児童書年間貸出冊数の向上を目指すとともに、全貸出数に占める児童書貸出率を42%以上とする。

②評価

児童書貸出率は令和6年度35.9%であり、達成指標に到達していない状況です。全体的な読書離れが進行しており、指標の達成は困難でした。

▼令和6年度児童書年間貸出冊数 全貸出数に占める児童書貸出率

	全貸出数（冊）	児童書年間貸出数（冊）	全貸出数に占める児童書貸出率
令和6年度	555,405	199,604	35.9%

(2) 読書時間確保に関する達成指標及び評価

①達成指標

就学前施設、小中学校すべての学年で1日当りの読書時間30分以上の割合を50%以上とする。

②評価

アンケート調査(令和7年10月)によると、就学前施設で約8割、小中学校で約6割が30分未満という状況であり、達成指標に到達していない状況です。

(3) 学校図書館に関する達成指標及び評価

①達成指標

小学校・中学校の図書標準達成率を100%とする。

②評価

令和元年度時点の実績は、小学校で79%、中学校で71%であった一方、令和7年度では小学校で37%、中学校で57%と減少し、達成指標に到達していない状況です。計画的な本の購入や学級文庫の整備による達成率の向上が求められます。

(4) 配本・団体貸出の充実に関する達成指標及び評価

①達成指標

年間の配本箇所を30箇所以上、団体貸出を150団体以上とする。

②評価

令和6年度実績において配本箇所が22箇所、団体貸出が108団体と、達成指標に到達していない状況です。各施設における子どもの読書ニーズに柔軟に対応するためにも、図書館と施設の連携を深めつつ、より積極的な取り組みが求められています。

(5) 図書館職員の専門性向上に関する達成指標及び評価

①達成指標

図書館職員における司書資格取得率を70%以上とする。

②評価

全職員における司書資格取得率は令和7年5月時点で58.6%と、達成指標に到達していない状況です。

しかしながら、サービス提供体制は変わらず構築されており、継続して職員の司書資格取得を支援することで、提供するサービスの質的向上が可能となります。

第4章 基本目標とその達成のための具体的方策

情報化社会による読書離れは深刻な状況と考えられ、情報供給源に子どもたちも巻き込まれようとしているのが現状ですが、電子図書館が開設され、情報端末を利用して時間や場所を問わずに読書ができるようになるなど、情報化社会の発展は読書の利便性の向上ももたらしました。一方で直に本を手取る従来の読書活動には、子どもたちの感受性を刺激する様々な仕掛けが存在します。読書活動が感受性を育むのは、単に活字を読みその内容を理解するだけでなく、本を探す作業、本を手に入れた際の喜び、手に取った際の本の軽重とページをめくった動作、そうした一連の作業すべてが、五感を通じて得られた総合的な記憶としての定着が得られるからなのです。

今後は、読書活動を推進するための方法論としてどちらかを敬遠したり排除したりするのではなく、「デジタル」と「アナログ」の双方の良さを活かしながら、共存を前提とした読書活動の推進は検討課題です。

第2章において考察を行った諸事項を総合的に勘案した結果、今回大幅な改善は得られていないものの、確認される諸課題については類似したものが多く、近年の世情も反映した慢性的な問題であることが明らかとなりました。

こうした諸課題は短期的に改善効果の得られるものではないことから、「第4期計画」においても、「第3期計画」の内容を踏襲することを第一義的な目標にします。その中で、これまで有効な取り組みであっても各所が散発的に実施していることで「勿体ない」状況を生んでいた反省を活かし、「第4期計画」の下に、各所各人が相互に繋がった体系的な取り組みとすることが有効な手段となると考えます。そのための共通認識事項や今後有効と思われる具体的方策について、以下の検討を行いました。

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭

①子どもへの働きかけ

子どもの読書への関心を高めるためには、年齢ごとの特性を理解し年齢に応じた方法で子どもに働きかけることが大切です。

乳児期においては、今後もブックスタート等を契機とした、絵本を読む機会を確実に確保します。

幼児期では、読み聞かせ等の時間を定期的に確保し読書の習慣づけをしたり、一緒に図書館に出向いたりする等、絶えず子どもが読書に親しむきっかけを作るよう、啓発活動に努めます。

小中学生以降はインターネット利用の低年齢化が顕著に表れています。読書活動を推進するための方法論としてどちらかを敬遠したり排除したりするのではなく、「デジタル」と「アナログ」の双方の良さを活かしながら、共存を前提とした読書活動の推進に努めます。特に中高校生に対しては、進路選択や探究活動に役立つ図書を紹介するなど、主体的な読書活動につながる働きかけを強化するほか、電子図書館の利用啓発やコンテンツの充実により、デジタル社会に適応した読書活動の推進にも努めます。

◆1日当りのインターネット利用時間◆

利用時間		小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
0分～ 30分未満	R2	23.1%	20.4%	22.3%	31.0%	23.3%
	R6	8.0%	8.0%	2.7%	2.3%	3.0%
30分～ 1時間未満	R2	26.0%	21.4%	21.4%	19.2%	18.5%
	R6	18.1%	18.0%	8.6%	7.8%	8.1%
1時間～ 2時間未満	R2	25.9%	29.2%	27.6%	23.0%	23.2%
	R6	24.9%	29.1%	25.8%	25.4%	27.2%
2時間～ 3時間未満	R2	10.3%	14.4%	14.7%	12.4%	10.0%
	R6	19.6%	20.0%	25.6%	26.6%	26.8%
3時間以上	R2	14.7%	14.4%	13.6%	14.4%	15.0%
	R6	24.9%	24.9%	37.3%	37.9%	34.9%

②保護者の取り組み

保護者自身が読書を楽しみその姿を見せることや、図書館のイベントへ積極的に参加するなど子どもと一緒に図書館に行き、本に親しむ機会を確保するよう努めます。保護者向けの啓発活動や情報提供を強化し、家庭内での読書習慣の重要性の認識を深めます。

(2) 地域

①行事・イベント等の充実

地域事情により運営形態や事業内容が異なるため、各館の統一した事業展開は難しい状況にあります。公民館・児童センター・子育て支援施設では図書館、小中学校、就学前施設等や読み聞かせボランティア等との連携を深めながらイベントの開催時に子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。読書への関心が薄い子どもたちも取り込めるよう、体験活動と連動したイベントや講座の実施を推進します。

②地域の特色を活かした活動の推進

ア. 公民館

読み聞かせ等ボランティアに公民館行事への参加を促すほか、ボランティアの活動の場として施設の提供に取り組みます。また、図書館の配本・団体貸出サービスを積極的に活用し、蔵書更新が難しい公民館図書室の読書環境充実を図ります。

イ. 児童センター・子育て支援施設

未就園児を対象とした親子で参加する読み聞かせの会を開催するほか、異年齢児が集まる施設の特徴を活かして小学生が幼児に読み聞かせを行うなどの「読む」「聞かせる」の双方の楽しみを見出せるような取り組みに努めます。

ウ. 暁雨館・歴史考古博物館

図書館との連携を強化しながら、学習内容に合わせた企画展を開催することで、読書意欲の向上に努めます。

③ボランティア活動の推進

あらゆる機会を捉えておはなし会や読み聞かせ等の活動を行い、ボランティア自身のスキルアップにより、魅力ある読書機会を提供します。特に、就学前施設等における読み聞かせ活動を安定的に実施するため、ボランティアの継続的な確保および派遣体制の検討を行います。

(3) 就学前施設・学校

①読書意欲向上のためのきっかけづくり

教職員やボランティアによる読み聞かせを行うことで読書意欲の向上に努め、図書館見学等により子どもが本を手取るきっかけとなるよう努めます。

また、「図書館だより」やホームページ等を活用することで読書への興味や関心を喚起させる活動に取り組みます。授業において学校図書館を活用した調べ学習や探究的な活動を推進することで、読書を学習活動に不可欠なものとして位置付け、読書意欲の向上に繋がります。

②読書時間の確保

定期的な読み聞かせや一斉読書などに取り組み、読書時間の確保に努めます。特に中学校における極端な学校図書館の低利用率（中学3年生の92.6%が0冊の現状）を改善するため、生徒が魅力を感じられる選書と、朝読書や休み時間における利用促進のための具体的な工夫を検討・実施します。

(4) 図書館

①読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくり

ア. おはなし会の充実

ボランティアとの連携のもと定期的におはなし会を開催し、来館した子どもがいつでも楽しめるよう開催回数の拡大に努めます。また、保護者が読み聞かせに関心を持てるような参加型のイベントを実施します。

イ. 行事・イベント、企画展等の充実

来館のきっかけづくりのため、時代のニーズを把握しながら「チャレンジ！子ども読書マラソン」や「ここはぐ」セットの貸出などの行事・イベント、企画展を定期的で開催します。また、「子ども読書の日」や「読書週間」などのテーマに併せた展示などを行い読書意欲の向上に努めます。

ウ. 新規利用層獲得の取り組み

職場体験やインターンシップ、図書館見学の積極的な受け入れを行うほか、学校と連携した作品展示や博物館等と連携した資料展示などの企画展に取り組むとともに、魅力あるイベントを開催することで、新規利用者の獲得につなげます。

また、利用層として希薄な中高校生のニーズを把握し来館のきっかけづくりを行います。特に中学生の学習意欲の高まりに対応するため、学習スペース（自習室）の充実を図り、図書館の学習拠点としての積極的な活用を図ります。

◆年齢別図書館利用割合(図書館要覧抜粋)

年齢		川之江図書館	三島図書館	土居図書館	おやこ図書館
7～12歳 (小学生)	R1	9.0%	7.8%	9.0%	17.8%
	R6	9.4%	10.0%	8.9%	20.5%
13～18歳 (中高校生)	R1	2.8%	2.4%	2.2%	4.6%
	R6	3.3%	2.5%	2.2%	6.3%

②図書館外での読書機会の提供支援

ア. 地域や就学前施設等との連携による読書機会の確保

ボランティアとの連携を深めながら子育て支援施設や就学前施設等でのおはなし会や学校での読み聞かせを積極的に開催し、読書機会を提供します。図書館の配本・団体貸出サービスを強化し、特に公立図書館が遠い地域や蔵書更新が不十分な地域施設への支援を充実します。

イ. ブックスタート事業の充実

家庭での読書支援のために事業を継続実施するとともに、幼児期の読書意欲喚起は、後の読書活動の推進のためにも極めて重要であることを踏まえてブックスタート事業実施時には読書の大切さを伝えるなど事業内容を充実します。

2. 子ども読書環境の整備・充実

(1) 家庭

①本の紹介・購入

子どもの読書意欲を継続性のあるものにし年齢に合った本の紹介や買い与えの参考とするために子どもの読書ニーズの把握に努めます。保護者に対し、子どもの興味関心に応じた本の選び方や購入の重要性について情報提供を強化します。

②読書時間の確保

子どもたちが様々な情報通信手段と共存する中で家庭内でのルールづくりに取り組み、定期的な読書時間の確保に努めます。また、読んでほしい本を子どもの目につく場所に置くなど自然に本を手にとれるような環境づくりに努めます。デジタルメディアとの健全な共存を図るため、メディア利用に関する家庭内でのルールづくりを促進するための啓発を行います。

(2) 地域

①蔵書揃えの充実

公民館や子育て支援施設等では図書館の配本制度の利用や計画的な本の購入を行い、蔵書の充実に取り組みます。公立図書館と学校図書館の連携を強化し、地域全体で蔵書情報を共有し相互貸借を促進します。

②読書環境の整備

子どもの読書機会の提供が拡大されるよう書棚や図書の配置を工夫し、子どもが図書を手にとりやすくするなどソフト面での読書環境を整備します。

③配本・団体貸出の積極活用

図書館と連携した配本や団体貸出を活用して蔵書不足を補い、図書館職員への選書相談により多様な読書ニーズに対応します。第3期の達成指標未達を踏まえ、学校や地域施設への配本・団体貸出の利用促進のため、積極的に周知活動や提案型支援を行います。

(3) 就学前施設・学校

①蔵書揃えの充実

計画的な本の購入や学級文庫の整備により、蔵書の充実に努めます。また、多様な読書ニーズを把握した選書を行い、より効果的・効率的な蔵書揃えに努めます。

また、小中学校においては学校図書館に整備すべき蔵書の標準となる図書標準を指標として、

その達成率向上を目指します。第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画に基づき、令和 12 年度末までに学校図書館図書標準達成率 100% を目指し、計画的な図書更新及び新聞配備の充実を図ります。加えて、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の活用をさらに推進し、デジタルとアナログが相互に補完し合う新しい読書環境の充実に努めます。

②学校図書館開放時間の拡大

ボランティア等の積極的な活用も検討し、開放時間の拡大に努めます。特に中学生に対し、昼休みや放課後等の利用時間を延長するための体制づくりを検討します。

③配本・団体貸出の積極活用

図書館と連携した配本や団体貸出を活用して蔵書不足を補い、図書館職員との選書相談により多様な読書ニーズに対応します。

④利用しやすい環境整備

ア. 就学前施設

クラス単位に年齢に応じた本を配置し、書棚の工夫などにより子どもが絵本に触れやすい環境整備に努めます。また、図書館と連携した配本や団体貸出を活用して蔵書不足を補い、図書館職員への選書相談により多様な読書ニーズに対応します。

イ. 小中学校

図書館や学級文庫の整備を行い、児童・生徒が本を手に取りやすい環境を充実します。

また、図書委員会の児童・生徒が図書館の利用を呼び掛けたり、ポップを作成したりするなど児童・生徒が自発的に図書館を利用したくなるような仕掛けづくりを検討します。

さらに、情報端末等を使用する際のルールを学びながら調べ学習にも対応するため、インターネット利用環境の整備についても検討します。GIGA スクール構想で整備された 1 人 1 台端末の利活用を促進し、学校図書館における電子書籍やデジタル資料の検索・活用環境を整備します。

(4) 図書館

①蔵書揃えの充実

ア. 子どもの読書意欲・関心を高めるための選書の充実

利用者からのリクエストに対応した多様な図書の整備に努めます。また、アンケート調査等により子どもの読書ニーズを的確に把握し、読書意欲をかき立てる選書を行います。特に中高校生の興味関心に対応したヤングアダルト(YA)図書の計画的な整備と充実を図ります。

イ. 公共図書館としての役割を踏まえた蔵書揃え

図書館は子どもの読書活動における中心的な役割を担う施設であることから、バランスのとれた蔵書構成に配慮しつつ子ども向けの郷土資料の収集にも取り組みます。

②すべての子どもたちが利用できる読書環境づくり

読書バリアフリー法に基づき、LL ブックやさわる絵本、外国語の図書等の多様な子どもたちに対応したアクセシブルな書籍の整備を継続して推進し、あらゆる子どもたちへの読書活動支援に努めるとともに、来館が困難な子どもに対しては郵送貸出制度の充実や電子図書館の拡充・利用啓発等、多様な図書の提供方法を検討します。

また、ブックスタート事業においても、状況に応じて点字本や外国語の本を提供するなど、読み聞かせ環境の充実を図ります。

③利用しやすい環境づくり

ア. 書架室等の充実

各図書館のLED化を推進し、利用環境の改善を図るほか、児童目線の書架配列や配架に努め、児童が自然に本に手が伸びる環境づくりに努めます。

また、わかりやすい掲示や季節に応じた展示を行い、居心地よく親しみやすい環境づくりに取り組みます。

イ. 「調べ学習」の支援

夏休みなどの長期休暇中の子どもの調べ学習に対応した情報コーナーを開設することにより、調べ学習を支援します。

また、レファレンスサービスを充実させ、読書相談を推進することで「学ぶ力」「調べる力」を取得できる支援を行います。デジタル技術を活用した図書館サービス（DX化）を推進し、オンライン上での蔵書検索や電子書籍の利用環境の充実を図ります。

④配本・団体貸出サービスの充実

あらゆる場所で図書館資料の活用が図られるよう、就学前施設や学校、地域と連携して配本活動の拡大に努めます。

また、団体貸出の拡大により団体のニーズに沿った読書推進を図ります。

⑤電子図書館の拡充

今後は、電子書籍の利用を踏まえ、中学生や高校生といった低利用層への利用促進を図るためにも、児童書蔵書数県内1位を誇る電子図書館の充実した蔵書規模を維持するとともに、コンテンツの更なる充実を図り、デジタルとアナログの共存を前提とした読書環境の整備を進めます。

3. 子ども読書活動推進体制の整備

(1) 家庭

①読書ニーズに関する情報の収集

読書啓発のためのイベントや講演会に積極的に参加し、「図書館だより」やホームページ等から情報収集することで子どもの読書ニーズを的確に把握します。

②保護者間の情報の共有

P T Aや地域活動・学校行事等を通じた保護者同士の関わりの中で、図書情報や読書ニーズの共有を図ります。

(2) 地域

①各施設・団体間の連携強化

公民館・児童センター・地域団体・P T Aなどの社会資源間での連携を深め、読書ニーズの情報共有や行事・イベント等の共同開催を目指します。

②ボランティアのネットワーク構築、質的向上の取り組み

多種多様化するボランティアのニーズに応えられるよう、ボランティア間のネットワーク構築を図ります。

また、研修会やボランティア間の情報共有により質的向上に取り組みます。特に、小中学校や就学前施設におけるボランティア活動の導入促進と、活動の質の維持・向上のための支援を強化します。

(3) 就学前施設・学校

①職員の専門性の確保

幼稚園教諭・保育士・司書教諭や学校図書館主任等の職員が図書館と連携して研修会や勉強会を開催し、読み聞かせや選書などの充実を図ります。

また、読書推進のための様々な手法を実践することで読書意欲の向上を目指します。特に、デジタル社会や読書バリアフリーに対応できる専門知識の習得を促進します。

②各施設との連携による情報共有

地域や図書館等の施設と連携し、あらゆる情報を共有することで読書ニーズや話題本などの確かな把握を行います。

③学校図書館支援員の配置

児童生徒の読書活動の推進をはじめ図書環境の充実と整備を図るため、専門的な知識・技術を有する学校図書館支援員の配置を検討します。教員の負担軽減と学校図書館の機能強化を図るため、学校図書館支援員の配置の必要性について調査研究を継続し、配置の実現を目指します。

(4) 図書館

①ボランティアのネットワーク構築

読書ボランティアを対象とした講座を開催し、会員間の活動情報の集約及び情報提供の場としてボランティアのネットワークづくりを推進します。

②ボランティアの育成及び拡大支援

多種多様なニーズに対応し、ボランティアの育成のための勉強会や研修会を開催します。

③図書館職員の専門性向上

図書館職員の専門性向上を図るため、内部での勉強会開催や研修会参加等に積極的に取り組みます。また、より質の高いサービスの提供ができるよう、司書資格を取得しやすい環境づくりに取り組みます。第3期の達成指標未達（58.6%の現状）を踏まえ、司書資格取得率向上に向けた計画的な支援を継続するとともに、DXや読書バリアフリーに対応できる専門知識の習得を促します。

④関係機関等との連携強化

ア. 就学前施設・学校・地域との連携強化

各施設との連携を強化し、施設が抱える図書に関する問題点や図書情報の共有を図ります。特に学校図書館との人的・物的連携を強化し、団体貸出や司書による選書支援を通じて学校の読書活動推進を包括的に支援します。

イ. 他市公共図書館との連携強化

市外各図書館との連携を強化し、市外図書館が有する図書を当市図書館で貸出し可能とする「公共図書館相互貸借制度」により幅広い読書ニーズに対応します。

4. 子ども読書に関する普及啓発活動の推進

(1) 家庭

①行事・イベントへの積極参加

図書館や博物館等のイベントや企画展の情報収集を行い、積極的に参加するよう努めます。

②図書館情報等の情報提供

広報誌や「図書館だより」から得た図書情報やイベント情報を子どもに積極的に提供し、子どもが自発的に読書に関心を持ち、読書意欲を向上させ図書館や「紙の本」を身近に感じられるような取り組みに努めます。

(2) 地域

①各施設や団体活動の中での啓発活動の推進

各施設のそれぞれの活動の中で、読書に関するイベントを開催するなど読書啓発活動に取り組みます。

②「図書館だより」の有効活用

毎月図書館から配布される「図書館だより」を施設に備え付け、イベント情報などの積極的な発信を行います。

(3) 就学前施設・学校

①園児や児童生徒への啓発活動

就学前施設では読み聞かせ等の活動を継続することにより、読書啓発に努めます。

また、学校では図書委員や教員を中心とした学校図書館からの情報発信や児童生徒自身による読書目標の設定等の取り組みにより読書への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。特に学校図書館への関心が薄い中学生に対し、生徒が主体的に参画する魅力的なイベントや、デジタルツールを用いた情報発信を強化します。

②保護者への啓発活動

読書の大切さについて保護者が学ぶことができる講演会等を開催し、保護者の読書活動への関心を高めるよう努めます。

また、学校や図書館が作成している図書に関する情報紙を保護者にも配布し、情報共有を図ります。家庭での読み聞かせの重要性や、読書を文字の学習のみと捉えるのではなく、情緒や感性を育む活動として理解できるよう、保護者向けの継続的な啓発を行います。

(4) 図書館

①「図書館だより」の有効活用

「図書館だより」は毎月継続して発行し、あらゆる機関に配布するほか、博物館等で開催されるイベントも一緒に発信するなど、さらなる内容の充実と配布部数の拡大に取り組みます。

②図書情報の案内充実

「図書館だより」による図書情報の発信のほか、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を使用した情報発信に取り組みます。デジタルプラットフォームや SNS を活用した情報発信を充実させ、低利用層である中高校生や保護者へのアプローチを強化します。

③「子ども読書の日」、「読書週間」等における啓発活動

「子ども読書の日」や「読書週間」、「文字・活字文化の日」に合わせてお勧め本の展示や企画展の開催を行い、読書に対する関心を高めるとともに図書情報の発信に取り組みます。

④優良図書・優良活動事例の紹介

子どもの年齢に応じた優良図書を紹介するチラシや小冊子の作成や施設での優良な取組事例を紹介するなどにより読書意欲を向上させ、読書活動の指針として活用します。

5. 第4期子ども読書活動推進計画における達成指標

第3期計画期間中に各機関で様々な取り組みがなされているにもかかわらず、大幅な改善は得られていない状況にあることから、「第4期計画」においても、基本的には「第3期計画」を踏襲しつつ、現状に即した達成指標を設定します。

その一方で、令和4年10月から運用を開始した電子図書館では特に小学生を中心に利用が広がっており、児童書の利用が電子図書館全体の年間利用点数の約8割を占めるなど、子どもたちの読書活動を支える重要な基盤となっています。このような実績を踏まえ、第4期計画では「デジタル」と「アナログ」の双方の有用性を認め、双方が共存する新しい読書環境の構築を目指します。

(1) 読書意欲向上・図書館来館のきっかけづくりに関する達成指標

魅力的なイベントの充実により、子どもが本に触れる機会を創出するとともに、紙の本と電子書籍を合わせた児童書の年間貸出数を、利用者一人当たり15冊以上（市全体で年間34万冊以上）とする。

(2) 読書時間確保に関する達成指標

就学前施設、小中学校すべての学年で電子書籍を含めた1日当りの読書時間30分以上の割合を50%以上とする。

(3) 学校図書館に関する達成指標

小学校・中学校の図書標準達成率を100%とする。

(4) 読書環境の充実に関する達成指標及び評価

年間の配本箇所を30箇所以上、団体貸出を120団体以上とする。

電子図書館の蔵書点数を計画期間中(令和8年度～令和12年度)の平均で14,000点以上とする。

(5) 図書館職員の専門性向上に関する達成指標

図書館職員における司書資格取得率を60%以上とする。

(参考)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての

計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

平成 22 年 2 月 24 日教委告示第 3 号

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会は、推進計画を策定する事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 読書活動推進団体関係者
- (2) 小学校及び中学校の校長並びに司書教諭
- (3) 四国中央市図書館協議会委員代表者
- (4) 特定非営利活動法人紙のまち図書館の理事長又は副理事長
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、教育委員会図書館担当課に置く。

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日)

四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱第3条に掲げる位置づけ	氏名	所属等
読書活動推進団体関係者	森川 啓子	愛媛県読書グループ連絡協議会 会長
	森下 聖子	図書館ボランティア（川之江図書館）
	眞鍋 敦美	図書館ボランティア（土居図書館）
	伴野 三貴子	図書館ボランティア（三島図書館）
小学校及び中学校の校長並びに司書教諭	神野 尚代	関川小学校（学校長代表）
	永尾 周三	川之江北中学校（学校長代表）
	眞鍋 幹	新宮小学校（学校図書館主任代表）
四国中央市図書館協議会委員代表者	石川 洋臣	図書館協議会委員
特定非営利活動法人紙のまち図書館の理事長又は副理事長	三宅 威	特定非営利活動法人紙のまち図書館の理事長
前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者	大西 夏子	嶺南公民館（公民館主事代表）
	村上 由美子	土居保育園（就学前施設代表）
	越智 光三	小富士公民館（公民館長代表）

